

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

7. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員については注視して事業用自動車に乗務させる必要がある。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。
9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
10. 旅客自動車運送事業者は、全ての営業所において運行管理規程を定めなければならない。
11. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
12. 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不可能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。
13. 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ、使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを（ ）しようとするときも同様とする。
[A. 変更 B. 値上げ C. 値下げ]
16. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに（ ）を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

ならない。

[A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、() を国土交通大臣に届け出なければならない。

[A. 事業計画変更事前届出書 B. 運行計画変更事前届出書 C. 業務計画変更事前届出書]

18. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の() を受けなければならない。

[A. 免許 B. 許可 C. 認可]

19. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年()までに届け出なければならない。

[A. 三月三十一日 B. 五月三十一日 C. 七月三十一日]

20. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び()を図ることを目的とする。

[A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便]

21. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の()及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において()保存しなければならない。

[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の()を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

[A. 履歴書 B. 乗務員台帳 C. 乗務員証]

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を()しなければならない。

[A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清掃]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、()の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

26. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ ）を受け、報告をしなければならない。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

27. 自動車の（ ）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

[A. 所有者 B. 使用者 C. 運転者]

28. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（ ）以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[A. 十五日 B. 三十日 C. 六十日]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを（ ）年間保存しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（○）
- 2.（運送法23条1項）一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（○）
- 3.（運送法23条3項）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 4.（運送法23条の5）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（○）
- 5.（運送法施行規則25条）一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（○）
- 6.（運輸規則7条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（×）
- 7.（運輸規則21条5項）旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（×）
- 8.（運輸規則24条3項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。（○）
- 9.（運輸規則47条）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（×）
- 10.（運輸規則48条の2）旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつては運行管理規程を定めなければならない。（×）
- 11.（運輸規則50条）一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を

携行しなければならない。

(○)

12. (運輸規則51条2項) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不可能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。(○)
13. (車両法第50条の1) 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両一両以上であれば、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。(×)
14. (運送法2条) 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C:他人の需要)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
15. (運送法9条の21項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを(A:変更)しようとするときも同様とする。
16. (運送法12条) 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、運賃及び料金並びに(C:運送約款)を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
17. (運送法15条3項) 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(A:事業計画変更事前届出書)を国土交通大臣に届け出なければならない。
18. (運送法35条) 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
19. (運送法施行規則66条) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年(C:七月三十一日)までに届け出なければならない。
20. (運輸規則1条) 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び(C:旅客の利便)を図ることを目的とする。
21. (運輸規則21条1項) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の(B:勤務時間)及び乗務時間を定め、当該運転者にこれを遵守させなければならない。

22. (運輸規則26条の2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において(C: 三年間) 保存しなければならない。
23. (運輸規則37条1項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の(B:乗務員台帳)を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。
24. (運輸規則44条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を(A:常に清潔に保持) しなければならない。
25. (運輸規則45条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、(B:整備管理者)の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。
26. (運輸規則50条1項) 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う(A:点呼)を受け、報告をしなければならない。
27. (車両法47条) 自動車の(B:使用者)は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
28. (事故報告規則3条) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、(B:三十日)以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
29. (運送法7条) 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から(5)年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。
30. (運輸規則37条2項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを(3)年間保存しなければならない。